

3月17日の基準価額の下落について

2020年3月17日付の追加型投資信託について、基準価額が前営業日に対して5%を超えて下落したもののがございましたので、次の通りご報告いたします。

■基準価額が前営業日に対して5%以上下落したファンド(2020年3月17日付)

ファンド名	基準価額	前日比	騰落率
UBS次世代テクノロジー・ファンド	9,543円	-1,437円	-13.09%
UBS新興国株式厳選投資ファンド	7,048円	-544円	-7.17%
UBSニュー・メジャー・バランス・ファンド(毎月分配型)	6,613円	-357円	-5.12%
UBSグローバル株式厳選投資ファンド Aコース (ダイワ投資一任専用)	11,015円	-1,303円	-10.58%
UBSグローバル株式厳選投資ファンド Bコース (ダイワ投資一任専用)	12,242円	-1,526円	-11.08%
UBS中国株式ファンド	17,861円	-964円	-5.12%

■基準価額の下落要因等について

世界の株式および原油市場

3月16日の世界の金融市場は、新型コロナウイルス感染拡大対策として打ち出された移動制限などにより、経済的な影響が長期化するとの懸念が高まり、株価および資源価格が大きく下落しました。

15日に米国では緊急利下げ、16日には日銀による追加緩和決定など、中央銀行による金融緩和や新型コロナウイルスに対処するG7の共同声明が発表されましたが、各国が打ち出している移動制限などの措置により経済的な悪影響が広範囲に広がり、長期化するとの懸念が高まりました。

トランプ氏は16日の記者会見で、新型コロナウイルス感染の最悪期が8月まで延びる可能性があると発言し、米国景気に対して悲観的な見方を示したことなどから、景気悪化が年後半も続くとの見方が強まり、株式相場は一段安となりました。16日に発表された、3月のニューヨーク連銀製造業景況指数がマイナス21.5と前月の12.9から急低下しており、景気悪化が数字にも表れてきたと受け止められました。

欧州でも、新型コロナウイルスの感染拡大が加速しており、ドイツなど事実上の国境封鎖に踏み切りました。新型ウイルス対策として、欧州連合(EU)の欧州委員会はEU域外から域内への不要不急な移動を制限する計画を加盟国に提示するなど、各国の移動制限による経済活動の停滞を警戒した売りが膨らみました。

原油市場でも、新型コロナウイルスの感染拡大によって世界経済が深刻な打撃を受けるという懸念が強まったことで原油価格が下落しました。

新興国市場では、世界的な金融市場の混乱や原油価格の下落などを背景に、株式や通貨が下落しました。

ご留意事項

- ・本資料は、情報提供を目的としたものであり、特定の金融商品取引の勧誘を目的としたものではありません。本資料は、信頼できると判断される情報をもとにUBSアセット・マネジメント株式会社によって作成されておりますが、その正確性・完全性が保証されているものではありません。本資料に記載されている内容・数値・図表・意見・予測等は、本資料作成時点のものであり、将来の市場動向、運用成果等を示唆・保証するものではなく、また今後予告なく変更されることがあります。本資料で使用している指標等に係る知的所有権、その他一切の権利は、当該指標等の開発元または公表示元に帰属します。
- ・投資信託のリスクおよび費用は投資信託毎に異なりますので、ご投資される際には、事前に投資信託説明書(交付目論見書)および契約締結前交付書面をよくご覧ください。なお、以下に記載するリスクおよび費用項目につきましては、一般的な投資信託を想定しております。費用の料率につきましては、UBSアセット・マネジメント株式会社が運用するすべての公募投資信託のうち、徴収する各費用における最高の料率を記載しております。購入のお申込にあたっては、販売会社より投資信託説明書(交付目論見書)等をお渡ししますので、必ず内容をご確認の上、ご自身でご判断くださいますようお願いいたします。

投資信託のリスクについて

投資信託は株式、債券、投資信託証券など値動きのある有価証券等(外貨建資産には為替リスクもあります)に投資しますので、基準価額は大きく変動します。したがって、投資家の皆様の投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、元本を割り込むことがあります。投資信託のリスクは投資対象資産の種類、投資制限、取引市場、投資対象国等により異なります。また、投資信託は預金ではなく、預金保険制度の対象ではありません。登録金融機関を通じてご購入頂いた場合は、投資者保護基金の保護の対象ではありません。※詳しくは各投資信託の目論見書および契約締結前交付書面をご覧ください。

投資信託の費用について

投資信託の購入時や保有期間中には以下の費用がかかります。

【直接ご負担いただく費用】

- ・購入時: 購入時手数料 上限3.85%(税抜3.50%)
- ・換金時: 信託財産留保額 上限0.3%

【保有期間中に間接的にご負担いただく費用】

- ・運用管理費用(信託報酬) 上限約2.3065%(税込)(ファンドオブファンズの投資先ファンドの概算値を含む)
 - ・その他の費用(監査報酬、有価証券売買委託手数料、信託事務の諸費用等)をご負担いただきます。
- ※信託財産の規模、取引量等により変動しますので、事前に金額および計算方法を表示することができません。
※これらの費用の額および計算方法等は、投資信託毎に異なります。詳しくは各投資信託の目論見書および契約締結前交付書面等にてご確認ください。

UBS アセット・マネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第412号

加入協会:一般社団法人投資信託協会／一般社団法人日本投資顧問業協会

一般社団法人第二種金融商品取引業協会

©UBS 2020.キーシンボル及びUBSの各標章は、UBSの登録又は未登録商標です。UBSは全ての権利を留保します。

お取引にあたっての手数料等およびリスクについて

手数料等およびリスクについて

- 株式等の売買等にあたっては、「ダイワ・コンサルティング」コースの店舗（支店担当者）経由で国内委託取引を行なう場合、約定代金に対して最大 1.26500%（但し、最低 2,750 円）の委託手数料（税込）が必要となります。また、外国株式等の外国取引にあたっては約定代金に対して最大 0.99000% の国内取次手数料（税込）に加え、現地情勢等に応じて決定される現地手数料および税金等が必要となります。
- 株式等の売買等にあたっては、価格等の変動（裏付け資産の価格や収益力の変動を含みます）による損失が生じるおそれがあります。また、外国株式等の売買等にあたっては価格変動のほかに為替相場の変動等による損失が生じるおそれがあります。
- 信用取引を行なうにあたっては、売買代金の 30% 以上で、かつ 30 万円以上の委託保証金が事前に必要です。信用取引は、少額の委託保証金で多額の取引を行なうことができることから、損失の額が差し入れた委託保証金の額を上回るおそれがあります。
- 債券を募集・売出し等により、又は当社との相対取引により売買する場合は、その対価（購入対価・売却対価）のみを受払いいいただきます。円貨建て債券は、金利水準の変動等により価格が上下し、損失が生じるおそれがあります。外貨建て債券は、金利水準の変動に加え、為替相場の変動等により損失が生じるおそれがあります。また、債券の発行者または元利金の支払いを保証する者の財務状況等の変化、およびそれらに関する外部評価の変化等により、損失が生じるおそれがあります。
- 投資信託をお取引していただく際に、銘柄ごとに設定された購入時手数料および運用管理費用（信託報酬）等の諸経費、等をご負担いただきます。また、各商品等には価格の変動等による損失が生じるおそれがあります。

ご投資にあたっての留意点

- 取引コースや商品毎に手数料等およびリスクは異なりますので、上場有価証券等書面、契約締結前交付書面、目論見書、等をよくお読みください。
- 外国株式、外国債券の銘柄には、我が国の金融商品取引法に基づく企業内容の開示が行なわれていないものもあります。

商号等：大和証券株式会社 ／ 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第108号

加入協会：日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、
一般社団法人第二種金融商品取引業協会